

善通寺市教育・保育施設等事故検証委員会報告書の概要

事故の概要

平成29年4月12日午前9時30分頃、善通寺市内の認可保育所において、園庭にあった木製のうんてい（以下「本遊具」という。）に児童の首が挟まった状態になっているところを保育士が発見し、救急搬送されたが、平成30年1月24日に亡くなられた事案である。

検証委員会の経過

平成29年		
9月1日	委員委嘱	
9月27日	第1回委員会	
11月1日	第2回委員会	
12月25日	第3回委員会	
平成30年		
1月31日	第4回委員会	
7月4日	第5回委員会	
9月19日	第6回委員会	
11月26日	第7回委員会	
平成31年		
1月21日	第8回委員会	
2月27日	第9回委員会	

事故の背景に関する分析

- 年度当初の最も注意を要する時期であったが、自由遊びなど通常通りの保育を実施していた。
- 本遊具は保育士から見えにくい場所に設置されており、本遊具周辺への保育士の加配等特段の定めはなく、遊んでいる本児の行動を保育士が把握できなかった。
- 本遊具の構造が「遊具の安全に関する規準」を充たしていなかった。
- 本遊具の定期点検は業者に委託し実施していたが、「遊具の安全に関する規準」に基づいた点検ではなかった。

再発防止に向けた提言

提言1 保育の安全性を考慮した保育士の配置となるよう継続的に見直すこと

- 保育士の適正な配置
 - ・施設の構造や面積に応じて、児童の様子が目視しやすい配置を心がける。
 - ・入所当初及び保育士の異動時期等は、状況に応じて保育士を加配する。
 - ・配置可能な保育士数に応じ、児童の遊ぶ範囲や遊具の使用方法について協議し見直す。
 - ・保育士から日常的に現状を聞き取り、問題点を把握するとともに、適正な配置を心がける。
- 保育のあり方について
 - ・保育状況が子どもの発達や保育士との関係性により変化することを踏まえ、指導計画が適切か検証し見直す。
 - ・保育士間で児童の状況を情報共有できるよう体制の強化を図る。
 - ・進級間もない3歳児と4・5歳児の異年齢保育に当たっては、3歳児の成長や発達特性を十分に考慮する。

提言2 「遊具の安全に関する規準」に基づいた設置と点検を実施すること

- 設置場所について
 - ・「遊具の安全に関する規準」に基づき、保育士が容易に目視、確認できる場所に設置する。
- 管理について
 - ・所長は「遊具の安全に関する規準」を理解し遵守しなければならない。
 - ・保育施設は「遊具の安全に関する規準」に基づいたセルフチェックや定期点検を実施する。
 - ・行政は指導監査において「遊具の安全に関する規準」に基づいた点検が実施されているか確認する。

提言3 理解しやすい事故防止マニュアルを作成すること

- 事故防止マニュアルについて
 - ・全職員が理解しやすいマニュアルを作成する。また、状況の変化に応じ見直す際には第三者の意見を求める。
 - ・行政は「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に基づいたマニュアルを作成するよう指導を徹底する。

提言4 保育士等の研修の充実を図ること

- 安全教育の実施
 - ・保育士への研修に加え、児童やその保護者に対しても安全に保育を実施する上での注意点を周知する。
 - ・行政は研修の内容を充実させ、保育士の資質向上のための施策を強化する。